

竹原市総務文教委員会

令和3年3月12日開議

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第35号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第36号 竹原市国民健康保険条例及び竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第37号 竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第38号 令和2年度竹原市一般会計補正予算（第13号）
- 5 議案第39号 令和3年度竹原市一般会計補正予算（第1号）

(令和3年3月12日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
川 本 円	出 席
高 重 洋 介	出 席

委員外議員出席者

氏 名
宇 野 武 則
竹 橋 和 彦
堀 越 賢 二
下 垣 内 和 春

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局主事 置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
総 務 課 長	岡 元 紀 行
財 政 課 長	向 井 直 毅

午前10時50分 開議

委員長（今田佳男君） では、始めます。よろしくお願いします。

改めましてお疲れさまです。

本日の委員会は、先ほど本会議で上程、付託されました議案第35号から議案第39号までの5議案に対する審査を行うものです。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第1回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、委員会付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、総務文教委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、本定例会に追加提案をさせていただきました議案第35号の外4議案につきまして説明をさせていただきます。慎重な御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長（今田佳男君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案については、執行部の説明を受けてまいります。

審査の順序につきましては、付託議案審査順序表のとおり行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

関連がありますので、議案第35号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例案及び議案第37号竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案の2議案を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） それでは、議案第35号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書では1ページ、議案参考資料につきましても1ページでございます。

議案参考資料にて御説明いたします。

議案第35号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その内容を御説明いたします。

まず、提案の要旨といたしまして、本議案は、国家公務員との権衡を考慮し、課長級の職務の級の位置づけを見直すとともに、職員の職名につきまして職務段階に応じた職名に改めるものでございます。

改正の内容につきましては、まず1点目といたしまして級別標準職務表別表第2を次のとおり改めるものでございます。

表のほうを御覧ください。

まず、改正前におけます課長の職務であります級を7級から6級に改めるものでございます。また、4級におけます代表的な職名であります主任主事の職名を主任に、及び3級におけます代表的な職名でございます主事の職名を主任主事へそれぞれ改めるものでございます。3級、4級、そのほかの職名の変更につきましては、議案参考資料3ページからの新旧対照のほうで御確認いただきますようお願いいたします。

次に、2点目といたしまして、課長の号給を切り替えるに当たりましては、令和3年4月1日の前日におけます給料月額を6級給料表の最も近い給料月額の直近下位に位置づけることといたします。切替えについては、議案書の7ページに記載の号給の切替え表のとおり切り替えることとするものでございます。

次に、3点目といたしまして、このたびの改正後、令和4年3月31日までの間、職員が受ける給料月額が切替日の前日である令和3年3月31日に受けていた給料月額に達しない場合は、給料月額のほかにその差額に相当する額を給料として支給をするものでございます。こちらはいわゆる現給保障の取扱いを行うものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日とするものでございます。

議案第35号の説明については以上でございます。

次に、議案第37号竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書につきましては15ページ、議案参考資料におきましては13ページでございます。

議案参考資料で御説明をいたします。

議案第37号竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、まず提案の要旨といたしまして、現在実施をしております職員の給料月額を減額する特例措置につきまして、議案第35号で提案をさせていただきましたが、職務の級の見直しに伴う改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、令和4年3月31日まで実施をいたします給料月額の減額の割合につきまして、課長級の職員の減額の割合を給料表6級に切替え後も引き続き100分の8とするものでございます。

2点目といたしまして、令和3年4月1日の課長級の職員の給料の号給切替えに伴う経過措置といたしまして、給料月額のほかに号給切替え前の給料月額と切替え後の給料月額の差額の支給を受ける職員につきましては、その差額を含めた給料月額を特例措置である減額割合の100分の8の算出基礎と規定するものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日とするものでございます。

議案第37号の説明については以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 議案第35号、議案第37号関連しておりますけれども、まず議案第35号の中で課長級の職務を見直すということで7級から6級ということがありました。それで伺いたいのは、こういった対象となる人が何人なのかということで、課長が何人おられるかということになるのでしょうか、それと影響額ですよね。7から6ということになって影響が出てくると思うのですが、その影響額は全体で幾らになるのか、平均で見たら月額どのくらいになるのかということをお教えいただきたい。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 対象となる職員及びその影響額についての御質問でございま

す。

先ほど御説明いたしましたとおり、今回の条例の改正によりまして来年1年間につきましてはいわゆる現給保障の取扱いを行うことから、直接的な影響は発生をいたしません。そういうふうにしております。その後、令和4年4月1日以降についての影響ということで御了承いただければと思います。現在で言えば、職員、部課長が26名おりまして、対象となるであろうと、現在の課長の人数として想定でございますが、課長が24名おられます。その方がそのまま令和4年4月1日に6級に位置づけを切り替えたと仮定しての金額でございますが、給料、手当、そして共済費等も含めまして約1,300万円の影響額が出るものと考えております。そちらを御質問の月額ということでございますが、単純にその金額を職員1人当たりの月額に割り戻しましたら約2万8,000円程度の月額の影響額であろうというふうに思われます。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 全体での1,300万円、平均すれば2.8万円余りの影響だと、来年以降でしたかね、ということでしたが。それと議案第37号との関連で、去年の第1回の定例会で8%カットが継続されて、今回それも職務の見直しに伴っての改定ということなのでしょうけど、率直に言って今の、例えばこれが議案第35号に伴う影響で1年間、来年4月以降になるのでしょうかでも、そのままいった場合は来年4月以降月額2.8万円余りの影響が出るということでは言われました。それと、昨年の8%の減額というものもこれも大きくて、例えば50万円と言えば月額4万円かな、8%カットで4万円になると思うのですが、60万円と言えば4.8万円、5万円弱ということで、来年4月以降の影響というのはこれが5万円前後と3万円前後で8万円余り、10万円弱となりますか、そういった影響を与えることになるということでは、やっぱり今の中でその生活に与える影響は大きいのではないかと。この点についてもちょっと、副市長がおられるので見解を聞いておきたいと。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今回の給料の8%の減額につきましては、財政健全化計画に基づく中で職員の皆さんあるいは今の管理職の皆さんにもお願いをして、今お話しにもありましたとおり8%の減額ということでお願いをしているわけでございます。これは、今お話ししたとおり財政健全化を一定期間の中でやっていこうということで、来年度までの期限措

置という形で行っております。今回の課長級を7級から6級に引き下げるところにつきましても、提案理由で御説明申し上げているとおり、国家公務員の職階に準じた形で課長級を6級に位置づけるということに伴うもので、これは県内の多くの他市におきましても同じような位置づけがなされております。ですから、実質、確かにこれまで職員が支給を受けている給料の額というものが下がるというのは、課長を務められている皆さん、あるいは今後課長になられる部分もあるかも知れませんが、その皆さん方にとっては大変苦しいというか申し訳ない部分ではございますが、職務の給料のいわゆる適正化を国家公務員に準じ、あるいは他市にも倣った形の中で整理をしていくというか、適正化を図っていくということでございますので、そういった部分では今の給料をカットといいますか、8%減額をしている部分とは全く異なるものというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（松本 進君） はい、いいです。分かりました。

委員長（今田佳男君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第36号竹原市国民健康保険条例及び竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案第36号竹原市国民健康保険条例及び竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書につきましては11ページ、議案参考資料では9ページでございます。

議案参考資料にて御説明をいたします。

まず、本案につきましては、提案の要旨にございますように、新型インフルエンザ等対策特別措置法等が改廃されたことに伴いまして必要な字句を整理するものでございます。これまで新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則におきまして時限的に特措法の適用をされておりました。このたびの法改正によりまして、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザ等感染症に含まれるものと位置づけられているところでございます。これによりまして、これまで時限的な適用でございました新型コロナウイルス感染症は、今後も恒久的に特措法で適用できるとなったものでございま

す。

本市におきましては、この法改正を受けまして、本市の新型コロナウイルス感染症につきましてこれを定義するよう規定を改めるものでございます。

なお、条例の施行期日につきましては公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第38号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、今定例会に上程いたします令和2年度の補正予算案につきまして御説明をさせていただきます。

このたびの補正予算案の概要といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策事業に必要な経費を計上するものでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,846万6,000円を追加し、総額を179億2,278万9,000円とするとともに、繰越明許費の追加を行う内容となっております。

歳出の補正内容の具体的な内容につきまして、3ページの主な事業内容で説明をいたしますので、お手元にお配りいたしております補正予算案の概要の3ページをお開きいただければと思います。

まず、総務費、地域情報化に要する経費につきまして地域情報通信基盤整備事業3,026万6,000円の追加計上を行うものでございます。

内容といたしましては、昨今コンテンツの大容量化などによるデジタルデータ通信料が増加している中、コロナ禍における新しい生活様式に対応したデジタル化をさらに促進するため、市内情報通信基盤を增強し、通信設備の高速化を図ろうとするものでございます。速度の高速化につきましては、現在最大100メガバイトの通信速度から最大1ギガバイトまで高速化するものでございます。あわせて、事業が来年度に及ぶことから繰越しを行うものでございます。財源については、国庫支出金と県支出金を歳出予算額のそれぞれ2分の1ずつ充当するものでございます。

続きまして、商工費、電子マネー活用事業に要する経費について、電子マネーを活用した消費喚起事業2, 820万円の追加計上を行うものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、減少した市内の経済活動について電子マネーを活用した消費喚起事業を行うものでございます。市内店舗において電子マネーを使用して支払われた際、支払い額の20%相当額を消費者にポイントとして還元することで市内での消費喚起につなげようとするものでございまして、当該ポイントに係る費用を負担するものでございます。あわせまして、事業が来年度に及ぶことから繰越しを行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算の全額に対し充当するものでございます。なお、こちらにつきましては同額を令和3年度の補正予算にも計上いたしておりまして、この令和2年度の補正予算と令和3年度の補正予算合わせまして2か月間この電子マネーでのポイント還元事業を行うことといたしております。

次に、歳入でございますが、歳入につきましては国庫支出金及び県支出金を歳入予算に計上し、最終的な収支の均衡を図っております。

続きまして、繰越明許の補正の説明をさせていただきますので、先ほどの資料4ページをお開きください。

総務費、地域情報通信基盤整備事業及び商工費、電子マネーを活用した消費喚起事業につきましては、歳出予算のところで説明をいたしましたので省略をさせていただき、衛生費、保健センターの新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業につきましては、保健センター手洗い設備機器の年度内調達が困難となったため、繰越しを行うものでございます。

次に、教育費、学校教育活動継続支援事業につきましては、当初年度内に衛生用品等の購入を完了することとされていたものが、制度の変更により翌年度での購入が可能となったため繰越しを行うものでございます。

以上が一般会計補正予算案の説明でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

高重委員。

委員（高重洋介君） それでは、電子マネーを活用したポイント還元についてお聞きをいたします。

まず、この積算根拠と委託先を教えてください。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 積算根拠につきましては、まずは委託事業者なのですが、こちら P a y P a y を予定をいたしておまして、この P a y P a y の加盟店が現在約 36 店舗ございます。ただ、そのうち今回の対象事業者といたしましては、市内に本店、本社がある事業所を対象としてポイント還元事業を行うことといたしておまして、こちらがおおむね約 250 店舗ぐらいになるのではないかとということで、その店舗数から勘案して予算を約 2,800 万円ほどを積算をいたしておます。こちらにつきましては、付与の上限が 1 回当たり 1,000 円、それからかつ 1 か月の使用が 1 万円を上限とさせていただいております。したがって、20% の還元となりますので、1 回当たりの使用が 5,000 円以上を超えたらそこは 1,000 円までと、かつ 1 か月が 5 万円の使用を超えるとそこは 1 万円という形でポイントが付与される予定となっております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 先日もテレビで、ニュースのほうで各市がそういったものをポイント還元ですごく市民に喜ばれているということもありましたし、東広島とか三原市はもっと早くに飲食のほうでやっていたということもあるのですが、あとこの P a y P a y さんの委託なのですが、この間にどっか事業所とかそういうものが絡んでいる、直接 P a y P a y さんと竹原市の委託でよろしいのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 特に間に何かいわゆる事業者が入るということではなくて、直接そういう P a y P a y の運営会社との契約という形になろうかと思います。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） それとあと、250 店舗、市内で一応登録みたいな形であるだろうと、大型店舗は今回なしで市内の事業者さんということであるのですが、これ市民の利用人数とかどれぐらいの方が市内で P a y P a y を使われているかということは把握はできているのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） すみません、直接的に現在何名の方がどの程度というものは、こちらは把握をいたしておりません。ただ、こちら正式に契約した際には、どこの店舗でどのぐらいの利用があるかというのは開示をいただけるというふうにはお聞きいたしております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 先日、ちょっと富山県の射水市というところがあるのですが、ここがP a y P a yを活用して約1, 0 0 0店舗を対象に1か月2億円の予算をつけて行ったのですが、実はこれ1, 0 0 0店舗ですからいろんな事業所が対象であるし、これ、市外の人も使えるわけですよ。そういった中で実は3億4, 0 0 0万円ぐらいオーバーをいたしまして、2億円の予算が5億4, 3 0 0万円ぐらいを利用されたというところで、竹原市においては2 5 0店舗でもありますし、市民のニーズもそんなにないので、そこまではないのかなというのがあるのですが、もし思った以上にそういうことがあれば、途中で中断できるのか。また、その増えた部分はまた補正を組むのか。教えてください。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらがですね、契約が月単位の契約という形になっておりますので、仮に一月内にこの額を超えた場合、これは途中で解約といいますか打切りがというのはできない仕組みになっておりますので、もし仮に利用が多くなってこの予算を超えるケースが生じた場合は、そこは追加で補正なり一時的には予備費からの流用ということもあり得るかもございませんが、月単位での契約ということになりますので、オーバーしたらオーバーしたなりの予算が執行しなければならないということになっております。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 最後の質問にさせていただきます。

これは、令和2年度、令和3年度と2つあって2か月行うということなのですが、これ大体いつ頃から行われるのか教えていただければ。お願いします。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 実施時期につきましては、まず今月中に令和2年度の予算につきましては契約をさせていただきます。その後、1か月をかけてP a y P a yの事業者のほうで、いわゆる新たな事業者の募集をしていただくことになっております。これが1か月。その後、さらに1か月をかけてこのP a y P a yの利用について周知を図るということで、4、5月はそういった期間を置いて、実際には6月からの実施ということになるかと思えます。その後、ちょっと令和3年度につきましてはその後のさらに再度契約をして同じような手続を踏んだ後、おおむね8月ないし9月ぐらいからの実施になるかとい

うふうに今考えております。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 続けてあるのか思ったのですが、ちょっと間が空くということなのですが、そうすれば上限も一月で1万円までということはトータルで2万円までできるということでしょうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 議員おっしゃるとおり2回に分けてやりますので、それぞれ上限は適用されるものというふうに御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） ほかに。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと1点だけお尋ねしたいのは、ちょっと今高重委員のほうからもあったのですが、このP a y P a yの市民の利用者の数というのがちょっと伺って明確な答弁が今何人使えるというのを把握されていないということでしたけれども、私、これもですけど、仕組み上市内の店舗の利用者のいろいろ経済活動の活性化にはなると思うのですが、それと同じようにプレミアム商品券についても同じような消費喚起ということは、同じ経済活動の活性化ということは賛成なのですが、ちょっと気になるのはこちらのP a y P a yの分にしても商品券にしてもですけども、利用できる人とできない人の格差がどうしても生じるということが起こりますよね。それで、その対策はちょっと私は気がつかないのですが、何かそこらに対応できるのかどうか。できればちょっと対応していただきたいということについて、ちょっとお答えいただければ。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 特に電子マネーにつきましては、スマートフォンにアプリを入れてということになりますので、スマートフォンをお持ちでない方につきましては利用が難しいという側面がございます。ただ、昨今かなり高齢の方もスマートフォンの利用率も高まってきているというのもございまして、あわせて今後の新しい生活様式に対応した形で、いわゆる現金ではなくてそういった電子マネーなりクレジットカードの利用を促進するという部分を込めて、この電子マネーを活用した利用促進というのでも今考えているところでございます。さらに併せまして、令和3年度の補正予算でも提案させていただいておりますが、そういう方々が利用できるよう同時にプレミアム付商品券の発行についても今実施を検討いたしておりますので、そのトータルで考えていただければというふうに考え

ているところでございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑はありませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 地域情報化に要する経費の総務費の地域情報通信基盤整備事業のことをお伺いさせていただきたいと思うのですが、光ファイバーが竹原市域全域にわたって今整備されていると思いますけども、そういうことに踏まえて市内の情報基盤がさらに高速化するということだと思います。これ、ごめんなさい、100メガが1ギガバイトになるというその高速量がどれぐらいのものなのかというの、具体にもし分かるような説明がいただければ教えていただければと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） この100メガバイトというのは、現行の通信量、これはベスト・エフォート方式と言いまして、いわゆる利用者の数によって若干前後するというところで100メガバイトを100%保証するというものではない。今後の1ギガバイトになってもそういうことではございますが、原則100メガバイトが1ギガバイトになるということは、通信速度が約10倍に高速されるというふうに御理解をいただければと思います。

以上です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 重ねての確認で失礼だと思うのですが、竹原市域全域にわたってどこも網羅されているというこの理解でよろしいでしょうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらは光通信網を市内全域に現在整備をいたしておりますので、これが全て対象になるというふうに御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 5Gとかということもあると思いますけども、そこまでいくまでには相当まだ時間が必要、さらにそれに対する費用もかかるという理解でよろしいですか。5Gまでというのはどれぐらいの期間と。予測で結構なのですが、よく分からない、よく聞かれるので5G。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） この5Gというのが、どっちかというところはいわゆる光回線というのではなくて、あくまで無線のシステムであろうかと思えます。こちらにつきましては、国策で随時整備をされていく中で基本整備自体は民間事業者がされているということもありまして、どのタイミングでどの時期にいつ竹原がというのは、正直申し訳ない、私どものほうではちょっとまだ情報不足といえますか、まだそこまでの明確な御返事ができるには至っていないということで申し訳ないのですが、現段階では具体的にお答えできる資料を持ち合わせておりません。すみません。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第39号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、令和3年度の一般会計の補正予算案について御説明をいたします。

先ほどとあわせまして補正予算案の概要に基づきまして説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、先ほどの令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策事業に必要な経費を計上するものでございます。歳入歳出予算の総額に1億9,042万7,000円を増額し、総額を126億6,649万6,000円とするものでございます。

その個別具体的な内容につきまして、3ページ以降の主な事業内容で説明をいたしますので、3ページをお開きをいただければと思います。

まず、総務費、会計一般事務に要する経費について、キャッシュレス決済導入事業80万9,000円の追加計上を行うものでございます。

内容といたしましては、新しい生活様式への対応に向けてキャッシュレス決済の普及を推進するとともに市民等の利便性の向上を図るため、住民票や税証明などの各種証明書、交付手数料等の収受についてキャッシュレス決済の導入のための機器を整備するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の全額に対し充当するものであります。

続きまして、民生費、子ども・子育て支援事業に要する経費、保育事業に要する経費等

について、新型コロナウイルス感染拡大防止事業680万円を追加計上するものであります。こちらにつきましては、本日追加でお配りいたしました参考資料1と併せて御覧いただければと思います。

内容につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、保育所、こども園、放課後児童クラブ、児童館、ファミリー・サポート・センター及び地域子育て支援拠点にマスク、消毒液等の衛生用品を購入または購入の助成を行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を583万4,000円、県支出金を96万6,000円充当するものでございます。詳細な施設につきましては、参考資料1のとおりでございます。

続きまして、衛生費、地域保健医療対策に要する経費について、新型コロナウイルス感染症対策事業800万円を追加計上するものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として新型コロナウイルス感染拡大防止のための必要な消耗品等を購入するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の全額に対し充当するものでございます。

次に、4ページをお開きください。

衛生費、施設管理に要する経費について、保健センターにおける新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業2,540万円を追加計上するものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として市民が安心して乳幼児健診等の各種保健事業に参加できるよう、保健センターにおいて空調設備、熱交換器を整備し、室温の管理及び換気機能の改善を図るものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の全額に対し充当するものであります。

続きまして、商工費、商工業振興に要する経費について、商業者等支援給付金事業4,237万5,000円の追加計上を行うものでございます。こちらにつきましても、本日配付いたしました参考資料の2と併せて御覧をいただければと思います。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、経営に悪影響を受けている宿泊事業者、交通事業者、食品関係事業者等の観光関連事業者を支援するため、給付金を支給するとともに、当該事業者頑張る飲食事業者応援事業及び頑張る中小事業者応援事業による支援対象者を含めまして、賃貸物件等で営業をする事業者に対し家賃等の支援を行うものでございます。支給対象要件及び給付金の額につきましては、参考資料2のとおり頑張る飲食店応援金の支給要件と同様に売上げが対前年同月比で30%以上減少して

いる事業者に対し30万円支給するものとし、家賃支援につきましては家賃の半額を3か月分補助するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を2,602万5,000円、県支出金を1,635万円充当するものでございます。なお、今回の事業者等支援給付事業の対象事業者につきましては、参考資料の3番の(3)のエの部分を御覧いただければと思いますが、こちらが対象事業者として現在想定しているものでございます。

続きまして、商工費、プレミアム付商品券事業に要する経費につきましてプレミアム付商品券事業7,438万6,000円の追加計上を行うものであります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した市内での経済活動について、使用場所が市内店舗に限定されたプレミアム率30%の商品券を発行することにより、消費活動を促進させ、市内の経済活動の回復につなげようとするものであります。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の全額に対し充当するものでございます。

次に、5ページをお開きください。

商工費、電子マネー活用事業に要する経費について、電子マネーを活用した消費喚起事業2,820万円の追加計上を行うものです。

内容といたしましては、先ほど説明いたしました令和2年度の補正予算案と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した市内の経済活動について、電子マネーを活用した消費喚起事業を行うものでございます。市内店舗において電子マネーを使用して支払われた際、支払い額の20%相当額をポイントとして還元することで市内の消費喚起につなげようとするものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の全額に対し充当するものでございます。

続きまして、教育費、学校行事に要する経費について、修学旅行キャンセル料補助金308万2,000円の追加計上を行うものでございます。

内容といたしましては、修学旅行について新型コロナウイルスの影響により中止となった場合において、キャンセル料が発生した場合に保護者等の負担を軽減するため、当該キャンセル料の補助を行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の全額に対し充当するものでございます。

最後に、教育費、文化財管理に要する経費について、キャッシュレス決済導入事業65万5,000円の追加計上を行うものでございます。

内容につきましては、新しい生活様式への対応に向けてキャッシュレス決済の普及を推

進するとともに、来場者等の利便性の向上を図るため、文化4施設入館料の収受についてキャッシュレス決済導入のための機器を整備するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の全額に対し充当するものでございます。

続きまして、最後、歳入でございます。

歳入につきましては、歳出の説明に併せて特定財源についても触れさせていただきましたが、このたびの補正につきましては地方創生臨時交付金を含む国庫支出金を歳出予算のほぼ全額に対し充当し、収支の均衡を図っているものでございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 先ほどの御説明の中で参考資料2からちょっとお聞きしたいのですが、まず1番目の頑張る飲食事業者応援事業の中の要件のところ、ア、イ、ウと3点ほど要件があるそのイのところですけども、アクリル板等でパーテーションを適切に設置、予定も含むなどして感染予防を取っていることが条件とされております。パーテーションを適切に設置したか否かというのは、どういうふうな形で確認されるのですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらは県の事業ということになっていまして、最終的には県に申請されて、県が承認するという形になろうかと思えます。こちらにつきましては、申請の中にそういったパーテーションの設置状況が分かるような資料を添付するとか、そういった形での確認を取るのではないかというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） だから、県の職員がわざわざ飲食のところへ出向いて確認するということではないのですね。分かりました。

続いて、そのこのところの3番目、市の事業になります商業者等支援給付金事業のところでもこれも要件なのですが、一番最後のオのところ、その他市長が特に認めるものというふうに書いてありますが、具体的にどのような方が対象となるのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 特にこういったものというものは現在特定はいたしておりませんが、申請の中でその場そのときそのときといいますか、その事業者の実情に応じてち

らをどのように適用するかというのを個別に対応するようになろうかと思えますけれども、一つ事例で上げますと、まず確実に言えることが新規の創業者、こちらにつきましてはいわゆる令和2年12月から令和3年2月までの間の比較材料がございませんので、そういったものはこちらのオの部分で適用いたしまして、直近の売上げとの比較ということが可能となるようこういった規定を設けているものでございます。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 分かりました。

それと、今回4点ほど給付金なり補助金なりという形で打ち出しておりますけれども、この前の請願された方に対しての手当ても当然この中に含まれていると思いますが、それ以外、請願をされなかった飲食店もかなりの数がいらっしゃると思います。そういった、どういった手段を使ってこういった制度をお知らせするのかというのを。絶対漏れてはいけない事業だと思うのですよ。知らなかったで済まされない問題なので、そこら辺りどういうふうな形で徹底されるか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましては、従前の方法といたしましては広報紙でありますとかSNS等、タネット、そういったものも活用すると同時に、例えば商工会議所の会員さん向けに商工会議所の協力を得て、会報などを通じてお知らせする。また、観光協会などにつきましても、会員さん向けのお知らせなどで通知させていただく。また、飲食組合とかそういった団体を通じて個別にお知らせするという手法も考えて、漏れなくこの制度が行き届くようにはしたいというふうに考えているところでございます。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 同じところの商業者支援の給付金事業なのですが、これは基本、1番の頑張る飲食事業応援事業に申請された方はこの4番は自然といただけるというところなのですが、ここでちょっと心配なことがあるのですが、例えば確定申告をしていない方というものは前年度の売上げが分からないわけではないですか。そういった方はどう対処するのか。また、家賃契約なしに口約束でやられとる方もおられると思うのですよ。例えばそういう方であれば、領収書とかそういうものでできるのか。その2点をお伺いします。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） そういったケースにつきましては、現在手引きまた補助要綱など

を今作成をいたしておりますので、またそういった個別具体的な案件につきましてはそういった中で整理をさせていただき、できる限り柔軟には対応させていただこうとは思いますが、何らかの確認のための資料というものは必要となろうかと思っておりますので、それは今後また制度をしっかりと補助要綱なり手引きを作る中で整理をさせていただき、またそれを皆様に周知をさせていただければというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） できるだけ支援してあげられるようにしていただきたいのですが、賃貸契約の場合はある程度どうにかなるかなとは思っておりますけど、この確定申告をされていないとなるとちょっとほかの面で問題が出てきて、そこは少し国民の3大義務ではないですけど、ほかの面で問題が出てくるのかなというところがあるので、その辺は気をつけてやっていただきたいと思いますが、その辺についてお願いいたします。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 確かに委員おっしゃられますとおり、通常専ら主な収入源として、主たる事業として営業をされている限りは、恐らくそういった形での確定申告なりというのは当然本来はされるべき案件であろうかと思っております。そういった中でなぜそれができていないのかというところも確かにありますので、そこらは慎重に、そこは判断していく必要があろうかと思っておりますので、それは制度運用の中でしっかり十分気をつけながら運用していきたいというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） よろしく申し上げます。

あとは、プレミアム商品券ですね。こちらも30%、前回並みであるのですが、これ前回1万5,000冊だったと思うのですが、今回はどれぐらいでしょうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） このたびは若干増えておりまして、このたびの発行部数は2万冊ということになります。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 先ほども松本委員からもありましたが、電子マネーの場合では一部の者しかというような話もありますが、それをこれで補うという形になるのかなと。どちらにしても事業者支援でもありますし、幅広く市民の皆さんに使っていただくということでこういったものも必要なもので、しっかりと周知徹底をして、限りなく皆さんに使ってい

ただけるようにしていただきたいと思います。

それと、前回私もちょっと委員会の中で少しプレミアム商品券のときに言わせてもらったのですが、これは手数料は発生しますか、しませんか。正直、事業者支援であるため、手数料を取るべきでないという前回の委員会でも申し上げたのですが、今回はどのようになっていますか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） このたびにつきましても、事業者が支払う手数料はいただかないということになっております。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 前回も手数料を払うのならということで加盟していない店がかなりあったと聞いております。このたびは手数料はないということをお早くから周知して、たくさんの方のところに届いていただければと思いますので、よろしくお願いします。その辺についてもお願いします。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましても、事業者の募集も当然これからしていくこととなりますので、こういった制度概要もしっかりと周知を図っていかねばならないというふうに考えておりますので、そこはしっかり十分周知を図っていきたいと思っております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと確認を含めてお尋ねしたいのは、先ほど3番の事業者支援等で、この概要では4ページに書いてあって、総額が4,200万円強の補正額となっております。そこでちょっとこの積算の概要でいいのですけれども、宿泊業とか交通とか食品関係とか、この4ページの概要のところに説明があって、一応この県との関係とリンクするのでしょうかから最大30万円がもらえるというのでその2分の1、県、市がそれぞれ半分ずつ負担というふうに伺っているのですが、積算の根拠となるこの宿泊、交通、食品関係という件数といいますか、それをちょっとまずお聞きしたい。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 事業者支援給付金事業の対象事業者についてでございます。

まず、最初から順番に申し上げますと、旅館業法の許可を受けて営む者、これが22業者、それから住宅宿泊事業法の届出をして営む者、これが3業者、それから道路運送法の

許可を受けて営む者、これが7、それから海上運送法の許可を受けて営む者、こちらが6、それから旅行業法の登録をして営む者、こちらが2、それから食品衛生法の許可を受けて営む者、こちらが61、それから最後に酒税法の免許を受けて営む者、こちらが8、合計しますと109事業者が対象事業者になるというふうに今見込んでいるところでございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） あとそれと、今日の参考資料2の分で一番下の家賃補助の件で、これを見ると要件がさっきあった1から3の要件の人で、下の（2）の支給額についての確認なのですが、1事業者当たり2分の1で最大5万円掛けの3か月で15万円になりますよね。これは、市が出す分が15万円で県も含めたら30万円になる意味か、ちょっとそこは確認させていただきたい。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） すみません、こちらの家賃支援につきましては、県の補助はございません。市単独の事業になりますので、市が最大で5万円掛け3か月分の15万円というふうに御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに。

道法委員。

委員（道法知江君） ありがとうございます。国がいろいろと食品関係者、いわゆる飲食だけではなく食品関係にということで、国のほうからも、県のほうからも、市も単独でやろうという事業だと思います。いわゆるそのじゃあ20%の人はどうなのかと、30%で区切っているけども、国もそうですけど。全部網羅するというのはなかなか厳しいと思いますけども、そういった御意見もあるということも踏まえてなのですが、今後も商業者支援ということについては状況を見ながらいろんなことを支援されると思います。先ほど事業者が109事業者ということも言っていただきましたので、全ての事業者にこういった支援があるということを引きちとお伝えしなければいけない、迅速にお伝えしなければいけないということをまず感じます。

それと、4番目の市のこれも単独ということでもありますが、先ほど委員も言われて質疑がありましたけど、支援額の家賃の給付ということなのですが、最大3か月分ということですが、いつからいつ頃までという期間というのは大変厳しい状況のときの

期間を提出させていただいたらいいかどうか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましては、商業者支援とセットで考えておりますので、いつからいつまでというような概念ではなく、商業者の支援給付金事業だけではなくてこの番号で言ったら1番、2番、3番、これに該当する事業者であればもう3か月分はお出しするというので、いつからいつまでという期間ではなくて本当に3か月分ということで御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） その辺のことも申請するに当たってはすごく分かりにくいという、国とか県の期間は決まっているけど、単独でいった場合はどうなのかということも分かりやすいように御説明いただければと思います。国の事業とか県の事業とかいろいろ産業振興に関わっていろいろな補助金が出ておりますけれども、本当に竹原市としても、国からのいわゆる持続化給付金とか漏れて、そして単市で50%以下のところに10万円を出してという作業をしても、それでもまだまだ本当に厳しい現状だということで単市が補正を組んでこのようにされているものだと思いますので、そこら辺はしっかりと、先ほど20%は10%はどうなのかといった話に戻りますけれども、本当にすくい上げていくような思いで対応いただきたいなと思います。その点についていかがでしょうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 確かにまだコロナの影響というものは今後も続いていくものというふうにも考えますので、当然そういった中で今後の経済活動がどのように推移していくかというものを含めまして、今後の動向も踏まえまして当然そこは支援すべきところは支援、今後もしていく必要があろうかと思えます。当然財源的には限りがある部分ではございますけれども、さりとてそういった支援が必要であれば、そこは適切に支援をしていく必要があろうかと思えますので、それは今後の動向を見ながら継続して考えていければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 最後なのですけども、やはりプレミアム商品券、非常に関心があるということでもありますので、いわゆる還元率、前回と同じように30%なのかどうかというところと、あと大型店とか小店もあると思います。その割合も今までと同じような状況

なのか。これは、先ほど電子マネー等のこともあります。では、いつからなのかということで、できる限り早く、補正を組んだら早く手を打っていただきたいと思います。商工会議所の準備期間とかいろいろあると思います。人も補正に上がって人配ということで人の経費も上がっていますので、そういうのも含めて。やっぱり市民感情としたら、決まったら早くしてほしい。もう半年も先とかそういうことないように早く手を打っていただきたいと思いますが、この点についてプレミアム率とそれと大型店、小店との割合というのを、多分今聞き漏れていたかもしれませんが、教えていただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、プレミアム率につきましては前回同様30%ということにいたしております。それから、時期につきましては、当然これは3年度の予算となりますので4月1日以降ということにはなりますけれども、そこは準備も含めてできることはもう今月から進めていく中で可能な限り早期の着手を目指しているところでございます。さらにそういった部分も含めまして、市民への周知も併せてそこは迅速にしていきたいというふうに考えております。大規模店と地元店の割合につきましては、これは30%のプレミアムということで1,000円券が13冊ということになりますので、前回もそうだったのですが、7冊は地元店専用、残りの6冊がどちらでも使えるというような形で前回同様で考えているところでございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） やっぱり消費喚起ということが一番大事なことであって、やっぱり先ほど課長が言われていたようにあまり日にち置かれないのですよね、現実には。ではないかなと思いますので、既にもう委託業者も恐らく商工会議所のほうでも決まっているかもしれませんが、そこも踏まえた上でやっぱり早くお知らせをしていただきたい。前回のときは、第1回目の販売では知らなかったという人が多かったです。こういうことの繰り返しのないように、2段、3段のときは人があふれるようなことだったですけども、初めての第1段目の発売のときは全然知らなかった、ということのないようにしていただきたいと思います。その点について。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 確かに周知の方法、前回も1回で完売できなかったというようなこともございます。そういった点も踏まえまして、できる限りの媒体を使ってしっかりそこは周知を図っていく必要があるかと思います。それは前回での教訓もしっかり生か

されるようにそこは周知徹底を図っていきたいというふうに思っておりますので、具体的にでは何をどうこれからそこをしていくかというような、これから考えていくことになろうかと思いますが、そこも迅速にしっかりと対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ございませんか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、それではここで委員による質疑を一旦保留とします。

続いて、委員外議員の質疑と委員間討議になりますが、ございますか。なければこのままこの状態で続けさせていただきたいのですが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、委員外議員の質疑はなし、それから委員間討議もなしということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより本委員会への付託議案について議案番号順に順次討論、採決に入ります。

議案第35号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第35号に反対します。

委員長（今田佳男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号竹原市国民健康保険条例及び竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですね。

これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第37号に反対をいたします。

委員長（今田佳男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第13号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。

また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

またあわせて、議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

以上で本日予定していました協議事項は全て終了いたしました。

その他、委員の方から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時56分 閉会